

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名:内子町

変更後 ページ	変更前 ページ	変更内容	変更理由
計画書全体	計画書全体	令和5年3月20日現在の内容とする。	内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会開催日を基準とする。
3	3	歴史的風致維持向上計画推進協議会名簿の自治会連絡会3名について、「内子町自治会連絡会会長」1名へ変更。	推進協議会委員の見直しによる変更。
32	32	「指定等文化財の分布状況」の指定文化財の数を変更。	町指定文化財(記念物:植物)2件の解除による。
36 191	36 191	町指定の文化財の合計数を「94件」に、その内記念物が46件、さらにその内の植物を37件に変更。国・県を合わせた指定文化財の合計を107件に変更。	町指定文化財(記念物:植物)2件の解除による。
47	47	「内子・五十崎の市街地形成過程」の図において、地図記号の誤り2カ所を修正。(神社→寺、寺→神社)	誤記載の判明による。
209	209	事業位置、事業概要、事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由の内容を修正	補助制度の見直しにより事業内容が拡充されたことによる。
222	222	「森文醸造醤油・味噌発酵蔵」と「森文醸造酢蔵①②」の写真を入れ替え。	誤記載の判明による。